

茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合
310-0853 茨城県水戸市平須町表原1-9-3
telephone 029-305-3075
facsimile 029-305-3317
www.mito.ne.jp/~iba-kou/

教員免許更新講習の先着順ネット受付は失当

県教委に更新講習開講、十年研との併合の責務

完全自由競争の悪夢

文部科学省は、2月17日、第2回認定分として筑波大学による教員免許更新講習を認定した。募集方法は、危惧された通りインターネットによる先着順となった（www.mext.go.jp/component/b_menu/houdou/_icsFiles/afieldfile/2009/02/17/1245997_02_1.pdf）が「必修領域」。「選択領域」は、最後の1以下が、[1245997_04_1.pdf](http://www.tsukuba.ac.jp/community/kyouinkousyu/index.html)。筑波大学は、www.tsukuba.ac.jp/community/kyouinkousyu/index.html）。

茨城大学による更新講習は第3回分として3月に認定される見込みだが、同大学はすでにインターネットによる先着順受付とすることを予告している（2月13日、茨城県教委主催「教員免許更新事務等説明会」）。

各講座ごとに定員になりしだい受付は締め切られる。4月10日のおそらく午前9時、一斉に受付が開始され、多くの講座は数分間で定員に達して受付終了となるだろう。必要事項のタイピングに手間取った人は予約獲得に失敗する。下手をすると、教育情報ネットワークのメインサーバがトラフィック過剰から

動作の緩慢化を引き起こし、最悪の場合ハングアップするかも知れない……。

インターネットによる申込では「本人確認」は不可能である。重複申込を回避することもできない。当然、はじき出される人が続出する。これもまた混乱要因となる。

更新講習の「キャンセル待ち」などという、冗談のような事態が必然的に起きるだろう。

ネット受付は文科省の想定外

文部科学省は、そのウェブサイト「教員免許更新制Q & A」で次のように説明している（www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/001/08091201.htm#a010）。

「受講者が講習の申込みをする際に、受講対象者であることをどのように確認するのですか。」という問い（II-21）に対して、

「身分証などにより本人確認を行うとともに、その教員が勤務する学校の校長や、その者を雇用しようとする者、臨時任用（または非常勤）教員リストに掲載している者に受講対象者であることを証明し

ていただき、それを持って受講者に申し込んでもらうこととなります。」

筑波大学や茨城大学が予告しているインターネットによる先着順受付は、文部科学省の公式の説明内容と完全に食い違っている。制度設計者がまったく想定していない異常な手法である。

先着順などという安易な手法は絶対に許されない。もちろん、抽選などもってのほかである。茨城県教育委員会と各大学は、希望者全員受講を実現する社会的責任を負っている。

さらに、「受講申込みは受講者本人が大学に対して行うのですか？」（II-10の後段）に対する文科省の回答は、次のとおりである。

「受講の申し込みなどの手続きについては、基本的には教員の方個人に行っていただくこととなりますが、教育委員会などが取りまとめて行っていただいても差し支えありません。」

文科省が「差し支えない」と言っているのに、それを拒絶する理由は存在しない。講習申し込みは、インターネットではなく茨城県教育委員会が「取りまとめて」おこなうこととすべき

である。

文部科学省には、インターネット先着順受付をやめさせ、妥当な申し込み方法を採用するよう指導する義務がある。

茨城県教委の更新講習開講義務

教員免許更新制は、更新講習の実施主体として大学だけを予定しているのではない。免許状更新講習規則（平成20年3月31日、文部科学省令第10号）第1条により、都道府県・政令指定都市・中核市の各教育委員会は更新講習開設の資格がある。

これに関しては、2007（平成19）年6月27日の教員免許法改正を受けて、同年8月31日、「全国都道府県教育長協議会」が、「教員免許更新制の制度設計に係る意見」を文科省あて提出し、そのなかで「都道府県教育委員会が講習開設者になることについての懸念」としてこう述べた。

「大学における免許更新講習の開設が困難な場合、都道府県教育委員会に対して講習の開設が要請されることも想定されるが、都道府県教育委員会は、教員に対する分限処分等の権限を持っており、そのうえに講習の修了認定等を行う権限を持つことは、好ましくない。」

講習未修了認定と、その結果としての免許失効による分限免職処分の両方をするのは責任が重すぎるからイヤだ、と言っているのである。大学講習未修了認定を大学にやってもらえば、あとは大学の先生の責任にして自分は気楽に分限免職処分を下せる、というわけだ。

まさかこんな子どもじみた責

任転嫁の要望が聞きいられるはずもなく、文科省令は前述のとおり制定された。そのうえで文科省は、次のとおり通達した（平成20年4月1日、20文科初第69号事務次官通達www.ibk.ed.jp/contents/menkyo_koushin/tuuchi/kankeisyousei.pdf）

「〔都道府県等〕の教育委員会が免許状更新講習の開設を行うのは、**教員養成の課程を有する大学における開設が不十分な場合**、都道府県等の教育委員会が免許状更新講習の内容等について特に優れた知見を有している場合等、講習を開設する必要が特にあると都道府県等の教育委員会が判断する場合である」

日本の大学は首都圏および近畿圏に集中しており、しかも教員免許状付与は教員養成課程を有する大学以外が大部分を分担している。したがって、日本中のほぼ全域が**教員養成の課程を有する大学における開設が不十分**という要件を満たす。

7月までにはまだ間がある。
「免許状更新講習の内容等について特に優れた知見を有している」に違いない茨城県教育委員会は、更新講習の開催を計画すべきである。笠間市の教育研修センターをメイン会場に、県内5か所程度での開催が妥当だろう。

県教委の更新講習のメリット

茨城県教育委員会が更新講習を実施すれば、いくつかの懸案事項が解決する。茨城県教育委員会主催となれば、希望者全員の受け入れは当然である。もちろん受講料の徴収などありえない。県教委主催の研修であれば

「職務専念義務免除」であるはずはなく、職務（＝公務）となるのは当然である。

教育委員会にやらせると修了認定が恣意的におこなわれると勘ぐる向きもあるが、もしそんなことをすれば、大学による認定との不均衡を生じ、大問題になる。教育研修センターどころか教育委員会にとっての自殺行為である。

万一落とされても、翌年までに大学の講習を受ければ免許の失効は免れる。最初から選ばない自由もある。

十年研を更新講習として認定

教員免許法改正に際して、第1回目の更新講習（35歳前の2年間）と十年経験者研修との重複が大問題となった。この件に関して前記事務次官通達は言う。

「**教育委員会の実施している十年経験者研修をはじめとする現職研修の一部をなす講習**、大学の授業科目、免許法認定講習等についても、要件を満たせば免許状更新講習として認定を受けることが可能である」

文科省は、十年研を免許更新講習とみなして重複問題を解決するよう奨励しているのである。

十年研の15日間の課程のうち5日間分を免許更新講習とみなせばよい。（十年研は公務であり、給与はもちろん出張旅費が支給され、移動時を含めて公務災害補償の対象となっている。）

以上のとおり、茨城県教委は35歳時の更新は十年研によって認定することとし、45歳・55歳時には、みずから更新講習を開講すべきである。 □

必修〈道徳〉は生徒の道徳性の発達をうながすか？（第15回）／ 視点4

“小さな親切”に礼を言うよう期待される障害者

頻出する「障害者」教材

「生徒用テキスト」には、障害者にかんする教材が多数収録されている。教材32「指で書いた『ありがとう』」は、『『小さな親切』運動本部』が募集した投書で、『涙が出るほどいい話 第1集』（河出文庫）に収録されたものである。

投書者である「私」は、山手線の電車内で「車椅子を自分で押しながら歩いている手足と言葉の不自由な」青年が倒れそうになったのを支え、その青年から「あ・り・が・と・う」と「文字盤」を指さして礼を言われ、「思わずジーン」とする。

「私」だけでなく、他の乗客たちも彼に「親切」にする様子が描かれ、「こうして彼はまた違う人の親切を受けながら、目的地までたどり着いたことだと思います。……周りの人が協力すれば、障害をもつ人でもできないことはないのではないか」と感想を述べる。

「小さな親切」こそすべて

教材32が描き出しているのは、駅にはエレベータがなく、介助をおこなう職員もいない社会である。障害者は交通機関を利用するたびに、乗客らによる「感動」的な「親切」をあてにしなければならず、しかもその都度「あ・り・が・と・う」と述

べなければならない。

しかし、障害者の外出は他の乗客らの「小さな親切」に依存すべき事柄ではない。障害者の外出においては交通機関のありかたが問題とされるべきであり、それに関連して立法上や行政上の措置が講ぜられるのが先決問題である。

交通機関においては、車椅子のまま車両に乗降できるよう通路やエレベータを整備し、車両内での車椅子の固定装置を設ける必要がある。さらに職員による補助がいつでも提供されるものでなければならない。障害者が単独で行動する場合だけでなく、介助者が付き添う場合にも同様である。

「小さな親切」には重過ぎる

日本では車椅子というと自操式車椅子や介助用車椅子が一般的だが、より自立的な生活のためには電動車椅子が必要である。その場合、使用者を含めた重量は100kgをはるかに超える。通りがかりの人が階段を持ち上げるのはまず無理である。道路や建物、車両の構造上の対応が必要であって、「小さな親切」による解決は不可能である。

「周りの人が協力すれば、障害をもつ人でもできないことはないのではないか」と言うのは、「小さな親切」に対する過大評価である。障害の問題に、もっぱ

ら「親切」という「道徳」的観点からアプローチしようとする教材32の方向性は根本的に誤っている。

他者に対する根本的無関心

以上が、この教材の妥当性についての結論である。以下、付随的に、「道徳」の観点からこの教材について検討する。

自己の「小さな親切」に対して文字盤を使って寄せられた「あ・り・が・と・う」に感動した投書者に見られるのは、他者の置かれた状況に対する無理解である。投書者は、他人の置かれた状況としての「障害」は、自分にとっては絶対的に無関係のものにとらえている。投書者にとって、「障害」は他人である「青年」の置かれた状況に過ぎず、その意味で「他人事」である。投書者は自分自身で障害に苦しんだことはない。投書者は、自分もまたその青年と同じ障害、「手足と言葉が不自由」という障害を引き受ける可能性があることにまったく気づかない。

「手足と言葉が不自由」であることは現在の自分の境遇であったかもしれない。現在そうでないとしても、次の瞬間に障害者となる可能性がある。投書者はこのことに、まったく思い至らない。その意味で、他人の置かれた状況を、自分にはまったく無関係なものとしなしている。

そこには「共感 sympathy」（＝同情）は存在の余地がない。

ここに描写されているのは、ある日たまたま見かけた他人、すなわち自分とは絶対的に無関係な状況としての障害のなかで生きている他人に対する、おそるべき無関心である。

障害に対する根本的無関心

したがって投書者は、青年自身やその障害にはさほどの関心を払わない。「車椅子を自分で押しながら歩いている手足と言葉の不自由な」という不可解な描写の理由はそこにある。

「ホームまでは誰かほかの人に車椅子を上げてもらったようです。電車が入ってきて、彼の隣にいた若い男性が車椅子を電車に寄せ、彼は自力で〔電車に〕乗り込みました」というのであるから、どうやら車椅子は彼自身のためのものではないらしい。青年は、「手足」が「不自由」であるとはいえ、自分では車椅子も杖も必要ないようだ。だとすると、なぜ彼は「車椅子を自分で押しながら歩いている」のだろうか。不可解である。

「言葉」が「不自由」という点についても曖昧である。文字盤で「あ・り・が・と・う」と示すところを見ると、「言葉」をまったく解さないということではなく、発話ができないということのようである。「中年の女性2人」に「どこに行くの？」と問われて、「文字盤で『う・え・の』と指し」たというのであるから、聴覚障害はないようである。ただし、青年は聞こえるのではなく、「中年の女性2人」の

口唇の動きから読み取ったのかも知れない。

投書者は投書するにあたって、さりと「手足と言葉の不自由な」と述べるだけである。青年の障害に対して投書者はほとんど注意を向けていない。もっぱら自分の「小さな親切」に感動しているのである。

障害と無縁の「私」の人生

何らかの不幸に見舞われた際に、まさか自分が障害をこうむることになるとは思わなかった、このような難病におかされるとは思わなかった、このような事故にあうとは思わなかった、このような事件に巻き込まれるとは思わなかった、等々と述べる人がいる。そのような人は、自分は障害、難病、事故、事件などの痛苦とは無関係だと、漠然と感じて生きてきたことになる。

そのような人は、他人にとっての障害だけでなく、自分にとっての障害についても無関心なのである。自分にとっての障害について考えたこともないというのでは、その人はけっきょくのところ、自分の人生について、ほとんど何も考えたことがないと言うほかない。

投書者は障害をもつ他人に無関心であるだけでなく、障害をもつかもしれない自分の人生にさえも無関心のように見える。

言い続ける「ありがとう」

「小さな親切」にいちいち礼を言う障害者の姿は「涙がでるほどいい話」なのだろうか。

障害の様態・程度はさまざまで、礼を述べることができると

は限らない。教材32のように指で示すことさえできないこともある。その時、投書者の「涙の出るような」感動はどうなってしまうのか。

生活のあらゆることに介助を必要とするような障害をもつ場合を考えてみよう。外出はおろか単独で生活することは不可能で、日常生活のすべてにおいて介助を必要とするという場合、数分ごとにあるいは数秒毎にいちいち「ありがとう」と言うことはありえない。

問題は障害の程度なのではない。教材32の青年は、一応は単独での外出が可能なのであるが、「ありがとう」と言い続ける道徳的期待のただなかに立たされ、たった1回の外出のそのつど、何百回も「ありがとう」と言い続けなければならない。

「小さな親切」の自己申告

さらに、この文章には或る特異性がある。『涙が出るほどいい話 第1集』の全122話中13話が、障害者に対する「小さな親切」の話なのだが、そのほとんどは、障害者自身もしくは目撃者からの投書である。「小さな親切」をおこなった当の本人からの投書はこの教材32を含めふたつだけである。この文章から受ける違和感の原因のひとつは、「親切」の自己申告という点にもあるようだ。

生涯にほんの数度だけ「親切」や「協力」を提供し、それに対する「ありがとう」を受けたことを「涙がでるほどいい話」だとする投書を「道徳」教材として採録したのは失当である。□